

市政運営に関する調査特別委員会
(ハラスメントに関する調査)
中間報告

ハラスメントに関する調査に係る市政運営に関する調査特別委員会の中間報告について、ご報告を申し上げます。

令和5年8月に、市執行部による全庁的なハラスメントアンケート調査が実施されました。

この調査において、ハラスメントの加害者を問う項目に、市長によるハラスメント被害の回答があったことから、議会運営委員会の会議において、市長によるハラスメント被害の実態調査に向けた協議をすることが決定されました。

そこで、当該ハラスメントに関する調査について、令和5年9月27日、14人の委員から構成される市政運営に関する調査特別委員会が設置されました。

現時点で、未だ調査・検証が未了であることから、第15期においてもハラスメントに関する市政運営に関する調査特別委員会を設置していただくよう要望し、引き続き当該事件の真相究明に向けて取り組んでいただきますよう、申し送りさせて

いただきます。

最後に、議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うことから、誰もが安心して業務に取り組むことができるよう、信頼される行政運営の実現に資することを切望し、ハラスメントに関する市政運営に関する調査特別委員会の中間報告といたします。